

9 県庁舎周辺県有施設の利活用の検討

県庁舎周辺県有施設には、築後相当期間の経過による老朽化、入居機関・団体の増加による執務スペースの狭隘化等の課題への対応の他、今後予定されている県機関の転出に備えて、利活用の検討の必要性が生じています。

○ふれあい福寿会館、総合教育センター

平成25年3月末の岐阜総合庁舎閉庁に伴い、当該施設へ県機関が移転しましたが、執務スペース等に課題があることから、既設の県機関と合わせて、配置の見直しを行い、7機関について新庁舎への集約を検討しています。

○福祉・農業会館

平成31年3月までに、当該施設から中央こども相談センター等の転出が予定されており、空きスペースが生まれる見込みとなっています。

○シンクタンク庁舎

岐阜総合庁舎閉庁に伴い県関係団体が新たに入居したため、執務スペースが手狭となっています。

当面の課題として、施設の老朽化に関しては、予防保全の考え方を取り入れた維持修繕・更新を計画的に実施し、長寿命化を図る必要があります。

また、施設の狭隘化対策や空きスペースの利活用策として、例えばシンクタンク庁舎内の関係団体に対し、ふれあい福寿会館や福祉・農業会館に生じる空きスペースへの移転を促進する等、県庁舎再整備に併せて入居機関・団体の再配置・機能集約の検討を行います。

中長期的な課題としては、耐用年数や維持管理経費、施設需要等を総合的に検討し、建替え、廃止等を判断していきます。